

今別町内水面漁業協同組合内共第21号
第五種共同漁業権遊漁規則



(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において竿釣によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 漁場区域内においては、竿釣以外の漁法によって遊漁をしてはならない。

2 まき餌の使用及びひっかけ漁法は禁止する。ただし、ひっかけ漁法のうち7月1日から9月30日までの期間内で行うあゆの友釣はこの限りでない。

(遊漁の期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならぬ。

魚種	期間
あゆ	7月1日から9月30日まで
いわな やまめ	4月1日～9月30日

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
新今別橋下流端から上流150メートルまでの間	9月1日から9月30日まで
大川平深沢堰堤から上流端上流50メートルから下流端下流50メートルまでの間	1月1日から12月31日まで
河口からあすなろ橋上流端まで	4月1日から5月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	15センチメートル



(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、小中学校生徒又は肢体不自由者を除き、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな	竿釣	1日 400円 1年 3,000円
未就学の幼児		無料
小中学校生徒又は肢体不自由者		1日 200円 1年 1,000円

2 遊漁料の納付は次の掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) パンビ食堂（今別町大字大川平字村元36番地2）
- (2) 田中商店（今別町大字大川平字村元115番地）
- (3) 小鹿陶苑（今別町大字今別字今別117番地1）
- (4) アスクル（今別町大字大川平字清川87番地16）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面四行協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ・やまめ・いわな・にじます・ひめます(葛沼のみ)・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ・いわな・にじます・ひめます(葛沼のみ)・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
十和田市元町東四丁目1-15 青森県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第2項の共通遊漁承認証は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の確認しやすい所に、これを掲示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、全区域において川底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は、再放流してはならない。



(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。



別記様式第1号

(表)
(日券)

日 券 No. _____
平成 年度遊漁承認証
承認日 平成 年 月 日
氏 名 _____
住 所 _____
日券 大人 円
今別町内水面漁業協同組合
印

(年券)

年 券 No. _____
交付日 平成 年 月 日
平成 年度遊漁承認証
氏 名 _____
住 所 _____
有効期間 4月1日 ~ 9月30日
1年券 大人 円
今別町内水面漁業協同組合
印



〈裏〉

- 1 遊漁者は遊漁する時は遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は漁場監視員の要求があった時は遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4 遊漁区域内での竿釣以外の漁法によって遊漁してはならない。又、まき餌の使用及びひっかけ漁法は禁止する。ただし、7月1日~9月30日までの期間内で行うあゆの友釣はこの限りでない。

別記様式第2号



<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
全魚種 ●有効期間 平成 年 1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
渓流魚 ●有効期間 平成 年 1月1日~12月31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(銀色のみ)、ウグイ、ニイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユを除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券面と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年次券(券面との遊漁期は青森県内水面漁業協同組合連合会による)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖、大庭子川上流河口、尾瀬川上流三戸温泉郷部及び平川川下り水面遊漁管内を除く。また、県内水面漁業協同組合各池沼の遊漁規則で定められた遊漁禁止区約域へ。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は 游漁主催釣り大会等の特別ルールイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は 記名された本人以外は使用できません。また、他人に譲り、譲受することもできません。
- ・その他、詳しいことは 放置手冊 をお読み下さい。

別記様式第3号



No. _____

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名 年令

住所

有効期限

発行者

今別町内水面漁業協同組合